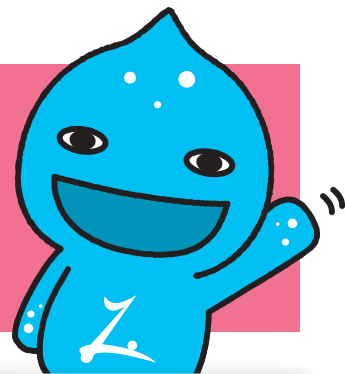


# 10月から国民健康保険の被保険者証が変わります



**被** 保険者証は国民健康保険に加入している一人ひとりに1枚ずつ交付され、医療を受けるときの受診券となります。大切に取り扱いましょう。

新しい被保険者証は、9月下旬に世帯主にまとめて簡易書留でお送りします。

不在の場合は連絡票が配達されますので、内容を確認し、お受け取りください。不在または長期入院等の場合は、福祉保健課医療保険班に**9月9日金まで**ご連絡ください。

## 被保険者証の有効期限について

被保険者証の有効期限は10月1日(土)から平成29年9月30日(土)までの1年間ですが、次に該当する方は有効期限が短くなります。

①10月2日から平成29年9月30日までの間に75歳になる方

**有効期限**●75歳の誕生日の前日

※誕生日から後期高齢者医療制度の被保険者となります。

②退職者医療制度の加入者で10月2日から平成29年9月1日までの間に65歳になる退職者本人およびその被扶養者の方

**有効期限**●65歳の誕生日の属する月の末日

※誕生日が月の初日の方は、その前月の末日までが有効期限です。有効期限が切れる前に一般の被保険者証をお送りします。

## 国民健康保険への届け出は速やかに

国民健康保険に「加入するとき」や「脱退するとき」には届出が必要です。次の必要書類を持参して、福祉保健課医療保険班で手続きしてください。

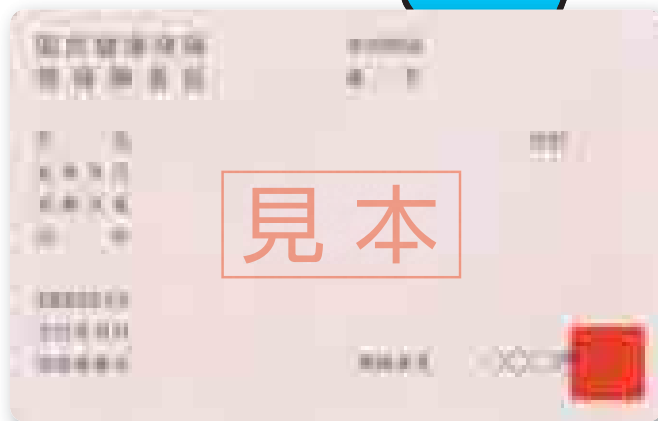
### ■届出方法

#### 国民健康保険に加入するときに必要なもの

- ・ 社会保険資格喪失証明書(職場等に請求してください)
- ・ 印鑑(認め印可)
- ・ 加入する方の個人番号が分かる書類(通知カード等)
- ・ 手続きに来る方の身分証明書(運転免許証等)

#### 国民健康保険を脱退するときに必要なもの

- ・ 職場から交付された健康保険証(加入した方全員分、コピー可)
- ・ 国民健康保険被保険者証 ・ 印鑑(認め印可)
- ・ 脱退する方の個人番号が分かる書類(通知カード等)
- ・ 手続きに来る方の身分証明書(運転免許証等)



▲被保険者証



▲退職被保険者証

## 加入の届出が遅れると

被保険者証が無い場合、その間の医療費を全額自己負担しなければなりません。加入資格が発生した時点まで、保険税をさかのぼって納めなければなりません。

## 脱退の届出が遅れると

職場の社会保険等に加入するなどして国民健康保険の資格が無くなった後で、国保の被保険者証を使った場合は、負担した医療費を返していただくことになります。※お手元に職場の健康保険証がまだ届いていなくても、職場の保険に加入した時点で、国保の被保険者証は使用できません。職場の健康保険証が届く前に受診する際は、国保の被保険者証を使用せず、職場の健康保険の手続き中であると医療機関等に申し出てください。

# 10月3日(月)から始まります 障害者等用駐車区画利用制度

**10**月3日(月)から始まるこの制度は、公共施設や商業施設などに設置されている「障害者等用駐車区画」を使いやすくするため、歩行困難でかつ障がいのある方、介護を必要とする方、妊産婦やけが人等の方々を対象に「利用証」を発行する制度です。

この案内標示のある  
駐車区画を利用できます



## ■対象になる方

区分	障がい等の状況	有効期限
視覚障がい	身体障害者手帳4級以上	なし
聴覚障がい	身体障害者手帳3級以上	
平衡機能障がい	身体障害者手帳5級以上	
上肢不自由	身体障害者手帳2級以上	
下肢不自由	身体障害者手帳6級以上	
体幹不自由	身体障害者手帳5級以上	
乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障がい(上肢機能)	身体障害者手帳2級以上	
乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障がい(移動機能)	身体障害者手帳6級以上	
心臓機能障がい	身体障害者手帳4級以上	
じん臓機能障がい	身体障害者手帳4級以上	
呼吸器機能障がい	身体障害者手帳4級以上	
ぼうこうまたは直腸の機能障がい	身体障害者手帳4級以上	
小腸機能障がい	身体障害者手帳4級以上	
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい	身体障害者手帳4級以上	
肝臓機能障がい	身体障害者手帳4級以上	
知的障がい者	療育手帳A	
精神障がい者	精神障害者保健福祉手帳1級	
特定医療費(指定難病)受給者または小児慢性特定疾患医療受給者 要介護1以上の要介護認定を受けた者		
妊娠7カ月～産後3カ月の妊産婦		
けが人(けが等により一時的に移動に配慮が必要な者)		車いす、杖等使用期間

## 利用方法



利用証を前方のルームミラー等に掛けて使用してください。

対象者本人が運転している場合または同乗している場合に利用できます。ただし、対象者以外の方が運転し対象者が同乗している場合は、ご本人が降車後、速やかに別の駐車区画へ移動してください。

## ■利用証



## 利用証の申請方法

申請書に必要事項を記入し、障がい等の状況が分かるもの(障害者手帳等)の氏名、生年月日、等級の記載があるところの写しを添付して、申請先に持参または郵送してください。代理人が申請する場合は、代理人の身分証明書(運転免許証等)の写しを添付してください。申請書は町福祉保健課窓口や県各地域振興局福祉環境部で配布しています。秋田県のホームページ「美の国秋田ネット」からもダウンロードできます。

## ■申請先(県各地域振興局福祉環境部)

- 秋田県仙北地域振興局福祉環境部  
〒014-0062 大仙市大曲上栄町13-62  
☎0187(63)3403
- 秋田県平鹿地域振興局福祉環境部  
〒013-8503 横手市旭川1-3-46  
☎0182(32)4005

問●町福祉保健課 福祉班 ☎0187(84)4907、秋田県健康福祉部 福祉政策課 ☎018(860)1316